

第7回加古川市人権教育啓発推進審議会 議事録概要

会議名称	平成29年度加古川市人権教育啓発推進審議会（第7回）
開催日時	平成30年2月9日（金）午後2時00分から午後3時05分まで
開催場所	加古川市役所新館10階 大会議室
出席者	<p><委員></p> <p>石元 清英会長、岸本 敏和副会長、本多 彩委員、岡田 賢二委員、馬田 寿雄委員、上田 博紀委員、大西 武美委員、高松 朋子委員、藤井 一郎委員</p> <p><事務局></p> <p>松本市民部長、佐藤人権施策担当部長、田中市民部次長、守澤人権文化センター所長、末澤人権教育・啓発担当課長、岡田人権文化センター副所長、福井教育・研修担当副課長、石澤計画担当副課長、小林計画担当係長、仲上主査</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画（案）について</p> <p>（2）その他</p> <p>3 閉会</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画（案） ・計画書資料編（案） ・加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画（素案）へのパブリックコメント提出意見等一覧表
傍聴者の数	4人

審議内容（発言者、発言内容、審議経過等）	
	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>議事（1）加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画（案）について</p>
(委員)	<p>パブリックコメントでの市民からの意見への回答で、6、7、8、9は、基本計画に盛り込まれているので修正しないということについては良いのですが、9番の「人権文化センターは隣保館機能を備えた施設のはずですが、それが書かれていません。」への回答は、答えになっていないと思います。</p> <p>それと、パブリックコメントの内容はこれだけではなかったと思います。</p>
(事務局)	<p>パブリックコメントの9番のご意見への回答についてですが、意見の要旨が生活困窮者支援や子どもの貧困対策についての人権の観点からの取組みであると捉えましたので、それに対する回答とさせていただきます。</p> <p>今回、計画素案へのパブリックコメントとして実施しましたので、計画素案へのご意見について、回答しています。</p>
(委員)	<p>専門家に聞いているわけではないので、市民からの意見については、すべて回答すべきです。</p> <p>パブリックコメントの対象者は、何歳から何歳ですか。</p>
(事務局)	<p>年齢制限はありません。加古川市在住、在勤、在学の方となっています。</p>
(会長)	<p>パブリックコメントで出された意見をここに取りまとめられているわけですが、最後の9番がコメントの一部しか載っていないというご指摘です。</p>
(委員)	<p>9番のパブリックコメントの意見を読み上げてください。</p>
(事務局)	<p>パブリックコメントでは、「人権文化センターは隣保館機能を備えた施設のはずですが、それが書かれていません。社会調査事業、すなわちアウトリーチでニーズ把握をし、地域福祉の観点から施策展開をする必要があります。「部落差別解消推進法」は「実態調査」の必要性を明記しています。生活困窮者支援、子どもの貧困対策の重要性はますます高まっており、それは他の部署がしているからそれで良しとするのではなく、人権の観点からしっかりと取り組むべきです。その取り組みを通してこそ、人権教育・啓発にも生かすべき課題が見えてくるはずです。市内北西部からこの施設は遠いで</p>

	<p>す。上記の趣旨も踏まえ、志方会館を北西部における人権・福祉の拠点施設として存続させ、事業実施してください。」と意見がありました。</p>
(会長)	<p>最後の部分が入っていませんが、その点を説明いただけますか。</p>
(事務局)	<p>その部分については、この計画に直接関係しない内容であると判断しました。</p>
(委員)	<p>この意見は、人権教育啓発の考えから施設を残して欲しいというものです。無理であればそう回答すればいいと思います。</p>
(委員)	<p>この文面以外のものがあるとするば、それは別の場で考えるなり協議することはあるのですか。</p>
(事務局)	<p>計画の素案として審議いただいたものを、パブリックコメント案とさせていただき、それに対して出された市民の意見についての市の回答案を作成しています。ただ、計画に関係する内容ではないと判断したものについては、ご意見にあったように、その話をする場を持つ必要があると思います。本日の審議会では計画素案について、ご意見をいただきながらまとめていただきたいので、その審議をお願いしたいと思います。</p>
(委員)	<p>パブリックコメントへの市の考え方ですが、少し違うような気がします。「参加率はどのような状況ですか」というご意見に対し「集計していません」という回答ですが、今後どうしていくのかという回答にするべきだと思います。現状の回答の仕方では市民は意見を言わなくなると思います。</p>
(委員)	<p>パブリックコメントへの市の考え方で、この内容は含まれているから修正しませんと言われたのですが、例えば、「人権相談の専用電話設置について検討している」とあります。法務局は、女性110番、子ども人権110番を設置して色々な相談業務をしています。人権相談についてどうしようとしているのか、具体的にこの素案の中に盛り込めるところまでできているのか、全く先の話なのかということも関心があるところでした。</p>
(事務局)	<p>以前にも説明しましたが、計画についてはあくまでも施策のレベルで記述していくことになります。</p> <p>今、具体的な内容として、相談窓口の話がありました。来年度に今までにない事業を実施しようとしています、具体的に書けないところがあります。パブリックコメントへの回答として、今現在、計画全体として記述できるのはこのレベルだとご理解いただきたいと思います。</p>

	<p>ただ、パブリックコメントへの回答の書き方についてはもう少し丁寧な記述に修正したいと思います。</p>
(会長)	<p>ホームページに、今回の回答案をそのまま掲載しないということですか。</p>
(事務局)	<p>今のご意見を踏まえ説明の部分をもう少し補足する方向で修正したいと思います。</p>
(会長)	<p>パブリックコメントに意見を提出した人が、自分の意見に対する市の回答を確認するのは、ホームページになるのですか。</p>
(事務局)	<p>ホームページで確認することになります。地域での研修参加率の集計についての意見は、我々も回答の内容を非常に悩んだところではあります。</p>
(委員)	<p>参加者へのアンケートとその集計は市が行えば良いと思います。地域や市全体の状況を参加者は知りたいと思いますので、市の広報やホームページに載せるなどして、市民が集計結果などを見る手段を増やして欲しいと思います。</p>
(事務局)	<p>人権文化センターが主催している研修会については、参加者に対してアンケートをとって集計しています。今回のご意見の各地域での研修会の参加率を出すには分母と分子が必要となってきます。参加人数の把握は地域から教えていただくことができますが、住民の数を把握して、そのうちの何人が参加したという参加率を出すのは難しいということです。</p>
(委員)	<p>そうではなくて、例えば 50 人研修を受けてアンケートを配布した、回収結果は 10 人だった、それがかまわないです。それが分母であり分子です。</p>
(事務局)	<p>市が直接実施しているものは、アンケートをとっていますが、地域で行っているものでは、アンケートをとっていないということがあります。アンケートをとって集計するとなれば、地域との調整が必要になりますので、そういうハードルもあります。</p>
(委員)	<p>人権文化センターの隣保館機能についての回答を記載するべきだと思います。</p>
(事務局)	<p>パブリックコメントでのご意見への回答内容に入れるようにします。</p>
(会長)	<p>パブリックコメントへの市の考え方についてはもう少し丁寧な記述に努</p>

	<p>めるということと、9番に関しては人権文化センターが隣保館機能を備えていることについての回答も加えて追加するという事でよろしいですか。後日委員の皆さまにはこのような形でホームページに掲載しますとお知らせいただければ良いと思います。</p>
(委員)	<p>基本計画の基本方針の「1 人権課題への対応」に関しての市の考え方と同和問題に関しての市の考え方はほぼ同じ内容です。人権課題への対応としては同和問題だけでなく他の問題もありますから、記述を考えたほうが良いのではないかと思います。</p>
(会長)	<p>人権課題への対応で、いきなり同和問題について述べると、人権課題の中で同和問題が多くを占めるという誤解を招くかもしれないので記述の仕方を考えて欲しいと思います。</p>
(事務局)	<p>基本計画 30 ページの「推進の視点」の②に「人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題として捉えるべき」という記述があります。そちらの内容で回答したいと思います。</p>
(会長)	<p>パブリックコメントに関しては、市の考え方の記述を考慮して書き直すということで、よろしいでしょうか。</p>
(委員一同)	<p>(異議なし)</p>
(会長)	<p>続いて、事前に委員からこの計画案についてご意見をいただいておりますが、何かございますか。</p>
(委員)	<p>30 ページの「(2) 推進の視点」における各項目の「視点」についてはどうか。</p>
(事務局)	<p>今のままの表記としたいと思います。</p>
(会長)	<p>「視点」については現行通りとのことですが、28 ページの【今後の方向性】の1行目の「ヘイトスピーチ解消法」は鍵括弧を付けるという理解で良いのですか。</p>
(事務局)	<p>「ヘイトスピーチ解消法」を含め、法律名は鍵括弧を付ける表記に訂正します。</p>
(会長)	<p>今の説明に関して、他にご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>

	<p>それでは、この計画案を当審議会の市長への答申案としてよろしいでしょうか。</p>
(委員一同)	(異議なし)
(会長)	<p>ありがとうございます。1点だけ私からの意見ですが、世界人権宣言に始まる巻末資料の前に目次を付けたほうが良いと思います。巻末資料として何が載っているのかがわかる一覧になります。</p> <p>それでは、この基本計画案で市長に答申することにいたします。</p> <p>この答申案の今後の手続き等について、事務局より説明願います。</p>
(事務局)	<p>今後のスケジュールですが、本審議会からの答申については、2月27日に会長から市長に答申いただきます。また、基本計画の策定については、3月1日の常任委員会で市議会へ報告する予定としております。</p> <p>基本計画の冊子については、印刷が完了次第、委員の皆さまに送付させていただきます予定としております。</p>
	<p>3 閉会</p>